

Japan tax alert

EY税理士法人

ウルグアイ、パナマを低税率国 又は非課税対象国リストから 除外するための条件を定めた 法令を公布

EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてアラートは、下記サイトからご覧になれます。

<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html>

ウルグアイ行政府は2018年4月24日、(法人)所得税の目的において、低税率又は非課税(以下、“low or no taxation”もしくは“LONT”)対象国リストからパナマを除外する可能性があるとする法令第103/018号を公布しました。また、同法令では、移転価格上、パナマをLONT対象国のリストから除外するための諸条件も記載しています。

背景

2009年、ウルグアイ税務当局(DGI)は移転価格上、パナマをLONT国のリストに含める法令(第56/009号)を公布しておりました。さらに2017年3月14日には、DGIは、(法人)所得税法上においてもパナマをLONT対象国に含める決議(第1,315/017号)を公布しております。

当時ウルグアイがパナマをLONT対象国に指定した事に対抗して、パナマの外務省、経済金融省、及び通商産業省は、ウルグアイがパナマに対して差別的措置を講じている国であると抗議をし、同国への報復対象国として認定する決議第001-2018号(2018年3月8日)を公布しました。

法令第103/018号

ウルグアイがパナマをLONT対象国から排除するためには、パナマが、OECD内の多国間協定調整事務局宛、同国の金融情報に関する自動交換制度の対象国としてウルグアイを指定する旨を2018年5月15日迄に通知しなくてはなりません。通知が承認されると情報交換制度を適用する最初の対象年度は2017年となります。加えて、同法令はパナマがウルグアイに対して現在差別的措置を講じている報復対象国から除外することも併せて条件としています。

ウルグアイがパナマをLONT対象国から除外する有効日は、パナマが上記の要件を満たした上、ウルグアイ外務省に通知された日となります。

DGIIは、これらの要件遵守を確認した上で、LONT対象国リストから、パナマを除外する日程を公表する必要があります。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

モレノ・ラウル	パートナー	raul.moreno@jp.ey.com
ジョナサン・スチュワート・スミス	パートナー	jonathan.stuart-smith@jp.ey.com

EY米国

森本 琢也	シニアマネージャー	tak.morimoto@ey.com
-------	-----------	---------------------

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等がございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20180529

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp